

## 市第55号議案 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例 の一部改正について

### 1 趣旨

平成30年6月27日の建築基準法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、令和元年6月19日に、関係する建築基準法施行令（以下「令」といいます。）も一部改正・公布され、同月25日に施行されました。これらの法令改正に伴い、横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 2 改正概要

#### (1) 法令改正の概要（法第61条、令第136条の2）

準防火地域内の建築物は、建築物が火災となった場合に周囲への延焼を防止するため、地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるものについて、耐火建築物や準耐火建築物とする必要がありました。

今回の法令改正に伴い、耐火建築物や準耐火建築物だけでなく、これらと同等以上の延焼防止性能が確保される建築物（以下「同等基準を満たす建築物」といいます。）も建築可能となりました。

#### (2) 条例改正の概要（条例第6条、第10条）

条例では、地震火災による建築物の延焼の被害が特に大きいと想定される地域を不燃化推進地域として指定し、そのうち準防火地域については大地震の際の延焼拡大による被害を減少させることを目的に、法で規制対象とならない小規模な建築物についても、耐火建築物や準耐火建築物とすることを義務付けています。

今回の法令改正により、同等基準を満たす建築物の建築が可能となったことを踏まえ、条例においても、同等基準を満たす建築物での建築を可能とする改正を行います。

なお、同等基準を満たす建築物の技術基準など、法令から国土交通省告示に移行した基準については、規則で定めます。

また、同等基準を満たす建築物のイメージとしては、外壁や窓など建築物の外側の性能を強化し、一定範囲での区画やスプリンクラー設備の設置等の措置を講じることで、内部の柱や梁などは石こうボード等で覆わなくても木材をそのまま使用することが可能となります。

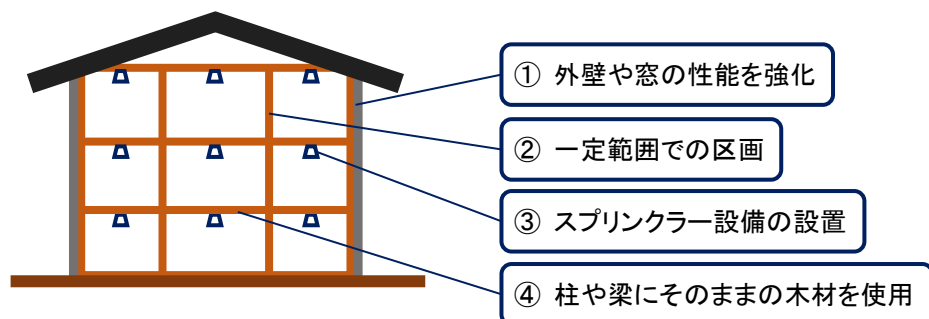


図 同等基準を満たす建築物のイメージ

### 3 施行日

公布の日